

# 長野県民医連医学生奨学金貸付規程

## 一条（奨学金貸付制度の目的）

長野県民医連の医療施設に働く医師を養成し、後継者を育成するためにこの奨学金貸付制度を定める。

## 二条（奨学生の心得）

奨学生は将来長野県における民医連運動を積極的に進める医師となるために、医学医療の知識と技術の修得と向上に全力をつくすとともに、民医連綱領に掲げる医療と理念を実践的に学ぶことに努める。また、多くの医学生に民医連を知らせる事に努力する。民医連の主催する各種の催しや必要な会議、懇談会には積極的に参加する。

## 三条（奨学生の資格条件）

本奨学生はこの規程を承認し、所定の申込書によって申請し、加盟院所の推薦により面接して決定する。

## 四条（支給基準）

医学部3年までは月額5万円、4年以上は月額6万円を限度とする。さらに必要なときは特別貸付金として長野県民医連医学生特別貸付金細則に基づき実施する。

## 五条（支給期日）

月額を基準に、当月分を15日までに支給する。

## 六条（奨学金の返済）

奨学貸付金は次の場合返済する。

- ①. 奨学生が長野県民医連に勤務しなかった場合、或いは中途退職の事由が生じた場合、速やかに必要な関係者で協議し奨学金を返済する。
- ②. 奨学金の返済は、事由が生じてから一ヶ月以内に行わなければならない。一ヶ月を越えて分割して返済する場合は契約を結び長野県民医連理事会で承認した後、年利1%の利息を加算した額を返済しなければならない。
- ③. 当該医学生が返済できない場合は、保証人が代わって返済を行う。

## 七条（住所届出と状況の報告について）

奨学生は常に住所と連絡先を明確にする必要があり、変更ある場合には速やかに長野県民医連事務局まで連絡する。また月一度は何等かの方法で状況を報告する。

## 八条（手続き）

1. 申請書
2. 小論文
3. 履歴書（本人自筆）
4. その他長野県民医連が必要とするもの

## 九条（その他）

1. その他長野県民医連と当該医学生との間で不都合など生じた場合は、速やかに話し合いを行い、場合によっては理事会で検討する。
2. この規程は、1983年5月より実施する。
  - 1992年4月一部改定
  - 1998年4月一部改定
  - 2003年12月一部改定
  - 2009年11月一部改定